

I P 通信網サービス契約約款 別冊 (NTTドコモビジネスひかり電話サービス) 【現改比較表】 2026年2月28日現在

～2026年3月31日

[\(令和7年10月1日現在\)](#)

▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊(NTT ドコモビジネスひかり電話サービス)

目次

第1条～第40条 (略)

第40条の2 [番号案内](#)

第40条の3～第41条 (略)

別記1～6の2 (略)

7 [電話帳](#)

8～21 (略)

料金表

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1～第3 (略)

第4 [番号案内に関する料金](#)

第2表 (略)

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 [重複掲載料](#)

第2～第6 (略)

通信料別表 (略)

第1条～第40条 (略)

[\(番号案内\)](#)

[第40条の2 当社は、当社が付与した契約者回線番号若しくは契約者回線番号以外の番号又は契約事業者の特定約款に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの番号の案内 \(以下「番号案内」といいます。\)を行います。](#)

[2 前項に規定するほか、番号案内に係る料金その他の提供条件は、契約事業者の特定約款の定めに基づいて取り扱います。この場合において、NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、そのNTT ドコモビジネスひかり電話利用回線等から利用した番号案内 \(そのNTT ドコモビジネスひかり電話契約者以外の者が利用した場合を含みます。\) について、料金表第1表第4 \(番号案内に関する料金\) に規定する番号案内料の支払いを要します。](#)

2026年4月1日～

[\(令和8年4月1日現在\)](#)

▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊(NTT ドコモビジネスひかり電話サービス)

目次

第1条～第40条 (略)

第40条の2 [削除](#)

第40条の3～第41条 (略)

別記1～6の2 (略)

7 [削除](#)

8～21 (略)

料金表

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1～第3 (略)

第4 [削除](#)

第2表 (略)

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 [削除](#)

第2～第6 (略)

通信料別表 (略)

第1条～第40条 (略)

第40条の2 [削除](#)

第 40 条の 3～第 41 条 (略)

別記 1～6 の 2 (略)

7 電話帳

(1) 当社は、契約事業者の電話サービス契約約款に基づき発行される電話帳（以下「電話帳」といいます。）に NTT ドコモビジネスひかり電話契約者の氏名、職業、契約者回線番号等を掲載します。

(2) 電話帳の普通掲載、掲載省略、重複掲載その他の取扱いについては、契約事業者の電話サービスの加入電話の場合に準ずるものとします。

(3) NTT ドコモビジネスひかり電話契約者は、重複掲載の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 3 表（付帯サービスに関する料金）第 1（重複掲載料）に規定する料金の支払いを要します。

8～21 (略)

料金表

通則 (略)

第 1 表 料金 (付帯サービスの料金を除きます。)

第 1～第 3 (略)

第 4 番号案内に関する料金

番号案内料

<u>区分</u>		<u>単位</u>	<u>番号案内料の額</u>
<u>ア 案内を受け付けた時刻が昼間、夜間（8 時～23 時）のとき</u>	<u>(ア) 1 の料金月につき 1 の電話番号等までのもの</u>	<u>1 の電話番号等ごとに</u>	<u>60 円</u> <u>(税込価格 66 円)</u>
	<u>(イ) 1 の料金月につき 1 の電話番号等を超えるもの</u>	<u>1 の電話番号等ごとに</u>	<u>90 円</u> <u>(税込価格 99 円)</u>
<u>イ 案内を受け付けた時刻が深夜・早朝（23 時から翌 8 時）のとき</u>		<u>1 の電話番号等ごとに</u>	<u>150 円</u> <u>(税込価格 165 円)</u>
<u>備考 番号案内料については、契約事業者の電話サービス契約約款の定めに基づいて取り扱います。</u>			

第 2 表 (略)

第 3 表 付帯サービスに関する料金

第 40 条の 3～第 41 条 (略)

別記 1～6 の 2 (略)

7 削除

8～21 (略)

料金表

通則 (略)

第 1 表 料金 (付帯サービスの料金を除きます。)

第 1～第 3 (略)

第 4 削除

第 2 表 (略)

第 3 表 付帯サービスに関する料金

第1 重複掲載料

タウンページウェブ版に掲載の都度1掲載ごとに 500円(税込価格 550円)

第2～第6 (略)

通信料別表 (略)

第1 削除

第2～第6 (略)

通信料別表 (略)

▲IP通信網サービス契約約款 共通編

附 則 (令和8年2月24日 C A S 1 第000400010180-01号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和8年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。